

# 労災保険Q&A

**Q** 仕事中にケガをしたのに、「元請けに迷惑がかかるから、健康保険で治療するように」と上司から言われたのですが、どうしたらよいでしょうか？

**A** 仕事中のケガでは健康保険は使えません。会社が認めてくれなくても労災保険の請求はできますので、労働基準監督署にご相談ください。

**Q** 病院での過去の治療分を労災に切り替えることができなかつたとしても、治療継続中の場合は今後の分だけでも労災に切り替えた方がよいですか？

**A** 健康保険から労災保険の切り替え手続きには時間がかかる場合があるので、今後の分だけでも必ず切り替え手続きをしてください。

**Q** 薬局で薬を受け取っている場合も、健康保険から労災保険に切り替えることはできますか？

**A** 薬局で薬を受け取っている場合も、かかった費用は労災保険で補償されます。忘れずに病院と同様の切り替えの手続きを行ってください。

**Q** 請負契約に基づいて働いていますが、細かな指揮監督を受けているなど、就労の実態が会社で働いている一般の労働者と同様である場合であっても、労災保険からの給付はされないのでしょうか？

**A** 契約の形式にかかわらず、就労の実態が「労働者」に当たると判断された場合には、労災保険から給付がされます。災害が起きた場合には、労働基準監督署までご相談ください。

労災保険のご相談は・・・

お近くの**労働局・労働基準監督署**へ

労災保険制度に関するご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でも  
お答えしていますのでご利用ください。

0570-006031／受付時間9:00～17:00（土日祝日除く）